

介護保険施設の負担限度額の一部が変わります

水道光熱費の上昇により施設の居住費の基準額が引き上げられたため、利用者負担額を上げます。

介護保険負担限度額とは

市町村民税非課税世帯などの所得要件および資産要件に該当する場合、介護保健施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）や短期入所（ショートステイ）を利用した場合の1日あたりの「食費」・「居住費」に負担限度額を設け、所得が低い方へ助成（補足給付）を行っています。なお、助成を受けるためには申請が必要です。

【8月以降の変更点】居住費の基準額、居住費の負担限度額を「1日あたり60円」引き上げます。

●居住費・食費の基準額（日額）

	令和6年8月から	食 費
居住費		
ユニット型個室	2,066円	
多床室(特養)	915円	1,445円
多床室(老健・医療院等)	437円	

8月以降の変更部分に
下線を引いています。

●居住費・費用の負担限度額（1日あたり）

利用者 負担段階	所得要件・対象者		資産要件 (預貯金など)	居住費などの負担限度額		食 費	
				ユニット型 個室	多床室	短期入所 サービス	左記以外
第1段階	－	生活保護受給者	－	880円	0円	300円	300円
	市世帯 町村民 税全 員が 非課 税※ 1	老齢福祉年金受給者	単身で1,000万円 (夫婦で2,000万円)以下				
第2段階		本人の前年の年金収入額※2 +その他の合計所得金額が80万円以下	単身で650万円 (夫婦で1,650万円)以下	880円	430円	600円	390円
第3段階①		本人の前年の年金収入額※2 +その他の合計所得金額が80万円超120万円以下	単身で550万円 (夫婦で1,550万円)以下	1,370円	430円	1,000円	650円
第3段階②		本人の前年の年金収入額※2 +その他の合計所得金額が120万円超	単身で500万円 (夫婦で1,500万円)以下	1,370円	430円	1,300円	1,360円

申請時の
注意点

※1 世帯分離している（住民票上世帯が別）または他住所地の配偶者が住民税課税の場合は、非該当となります。
※2 非課税年金（遺族または障害年金）も収入に含めて判定します。

問 高齢者介護課 ☎23・6246

物価高騰対応重点支援臨時給付金

住民税所得割非課税世帯向け

1世帯あたり10万円支給



対象世帯

世帯全員の令和6年度住民税所得割が非課税の世帯。

ただし、次のいずれかに該当する世帯を除く。

- 令和5年度物価高騰に伴う住民税非課税世帯に対する特別支援金（7万円）の対象世帯
 - 令和5年度物価高騰対応重点支援臨時給付金（令和5年度住民税均等割のみ課税世帯向け、10万円）の対象世帯
 - ①②の対象となった世帯の世帯主がいる世帯
 - 住民税均等割課税者の被扶養者だけの世帯
 - 租税条約の適用により住民税が免除されている方がいる世帯
- ※他市区町村で同種の給付金の対象となった場合も対象外

申請方法

- 市で対象と推定できる世帯
順次案内を送付しています。内容をよく確認し、令和6年10月31日までに手続きをお願いします（手続き不要の場合もあり）。
- 令和5年12月1日以降に他市区町村からの転入者がいる世帯、住民税が未申告の方がいる世帯など
案内が届かないため、令和6年10月31日までに申請が必要です。

子育て世帯向け

対象の子ども1人につき5万円支給



対象世帯

左記給付金の対象となった世帯のうち、平成18年4月2日以降に生まれた子どもがいる世帯。

「対象の子ども」は次の子どもを指します。

- 同一世帯の子ども（施設入所児童を除く）
- 別世帯だが、扶養している未受給の子ども
- 基準日※以降に出生した未受給の子ども

申請方法

- 市で対象と推定できる世帯
今後案内を送付します。内容をよく確認し、令和6年10月31日までに手続きをお願いします。
- 基準日※以降に出生した子どもがいる世帯、異なる世帯の子どもを扶養している世帯など
案内が届かない場合があるため、令和6年10月31日までに申請が必要です。

※基準日は令和6年6月3日です。原則として基準日時点における住民基本台帳上の世帯の状態で判定を行います。

▶▶▶詳しくはホームページをご覧ください。

問 福祉課 ☎75・1365

6月議会初日に提案した議案の概要

- 条例案（5件）（一部改正4件、廃止1件）
附属機関に関する条例中一部改正について ほか
- 令和6年度補正予算案（2件）
一般会計（1件）、特別会計（1件）
- 事件決議案（6件）
丸子地域自治センター整備事業南棟設備改修機械設備工事請負契約の締結について ほか
- 報告案件（11件）
専決処分した上田市税条例の一部を改正する条例の承認について ほか

令和6年6月市議会定例会 市長提案説明（要旨）

コールセンター・専用窓口を開設し定額減税補足給付事業と臨時給付金事業を迅速・円滑に進めてまいります

上田市給付金・定額減税
コールセンターの開設

全国的に物価の上昇傾向が続く中、国では、デフレ脱却を確実なものとするために、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和する施策として、税制改正において、令和6年分の所得税および令和6年度分の個人住民税の定額減税を実施しております。

この定額減税において、減額しきれないと見込まれる方に対して、さらに差額分を給付金として支給する「定額減税補足給付金」について、先の3月定例会において令和6年度当初予算の追加補正予算として

新型コロナウイルスワクチンの定期接種化への対応

新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、令和6年3月末をもって予防接種法に基づく特例臨時接種が終了となり、4月以降は、新型コロナウイルス感染症を法に基づくB類疾病に位置付けたうえで、個人の発病や重症化予防を目的に、定期接種として実施することとなりました。

現在、国が示している実施方針では、接種の対象者を季節性インフルエンザと同じ65歳以上の高齢者および一定の基礎疾患を有する方に、接種のスケジュールを年1回の秋冬に行うこととされており、このような情報に基づきまして、

共生社会の実現を目指す障がい者支援の充実

令和3年5月に「障害者差別解消法」が改正され、この4月1日から事業者による障がいのある人への「合理的配慮の提供」が義務化されました。特定の障がいの分野に限らず、全ての市民が等しく意思疎通や社会参加ができるよう、事業者にとっても負担が重すぎない範囲で建設的な対話に努め、合意点を探る必要があります。

市といたしましては、行政も事業者も義務の主体として能動的に動くよう理解促進に努め、制度の周知啓発に取り組んでまいります。

地域の基幹産業「もぐべこ」に関する新たな取組

「ものづくり」に関する新たな取組

問 行政管理課 ☎23・5163

について、信州大学と上田市との包括連携協定に基づき、レーザー加工に関する技術者の育成および地域産業への展開などを目的として、「先端技術教育プログラム運営事業」を実施してまいります。

事業内容は、信州大学繊維学部にて事業拠点を設置し、地域内企業の技術者や教育機関の学生などを対象として、最先端のレーザー加工技術を習得するための教育プログラムやセミナーなどを実施するほか、地元企業からの具体的な事業相談や試作品の製作協力などに関しても、この拠点を中心に対応してまいります。これにより、技術者の新たな教育の機会が創出されることで、技術革新が進むとともに生産性が向上し、新たな雇用の創出が期待できます。

本事業につきましては、この事業に賛同いただいた都内の事業者様からの「企業版ふるさと納税」による寄附金を原資として活用させていただきます。予定であり、今定例会に関連予算を計上いたしました。

古民家の活用に係る取組

真田地域において、明治期の養蚕農家住宅として活用していた二軒の空き家について、「大切にしてきた古民家を後世や地域のために有効活用してほしい」と所有者から市に依頼があり、令和6年3月に初めて見学会を開催いたしました。今回の見学会は、所有者をはじめ

地元自治会や住民の皆さま、空き家再生および移住促進などの専門家、利活用を希望する方と行政が一体となって古民家の利活用について考え、さらに地域活性化を目指すという新しい取組でありました。見学会には県外からも含めて、14組25人の利活用希望者が参加し、活用プランについて意見交換を行いました。

また、地域にあった古民家の利活用を目的としていることから、利活用希望者から所有者および地域住民の皆さまに対して地域活性化につながる活用プランのコンペティションを6月9日に実施いたしました。

今後は、今回の取組をモデル事業として他地域での実施も検討するなど、空き家の有効活用と地域活性化につなげてまいります。



市ホームページ



提案説明はインターネットで動画・全文をご覧ください